平成２４年（フ）第１２９号
長崎県佐世保市高天町10番２号、旧住所長崎県佐世保市下京町11番１号
債務者　常盤　和裕
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市須田尾町８番19号　ミナトビル302号、旧住所長崎県佐世保市石坂町177番地23
債務者　古賀　英雄
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
長崎県佐世保市大黒町36番５号　森方
債務者　谷　美也子（旧姓安永）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1408番地、旧住所福岡県春日市宝町２丁目21番地１　メゾンド・ファミーユ402号
債務者　高見　理恵
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
長崎県佐世保市広田２丁目190番地３　グランディール403、旧住所福岡県大川市大字北古賀268番地１
債務者　岩田　政憲
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８４０号
大阪市鶴見区諸口４丁目７番19号、開始決定時の住所大阪市城東区今福東１―４―38　サンモール川上405号
破産者　喜多興業こと鶴見工業こと　喜多　仁
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６号
奈良県桜井市大字谷159―１サンコート桜井106
破産者　奥野　勝彦
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５５号
奈良県磯城郡田原本町新町199―19、住民票上の住所奈良県橿原市膳夫町334番地
破産者　吉井　正樹
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
奈良県大和高田市大字市場794番地１　中町マンションＤ202号、開始決定時の住所奈良県御所市大字古瀬801番地
破産者　谷　勝康
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
奈良県葛城市尺土43番地23　春日荘２号
破産者　磯俣　悟
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
福岡県田川郡福智町赤池1051番地81
破産者　奥塚　政夫
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６３６号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番19―503号
破産者　河井　稔
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１４号
札幌市北区新琴似12条９丁目２番28号　マンション原Ｂ―101号
破産者　富田　幸衛
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２２号
札幌市南区真駒内東町１丁目４番18号　コーポ佐藤202号
破産者　増渕　悟
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６号
北海道白老郡白老町緑丘２丁目９番５―201号コーポＰＴ201号
破産者　風間　寿広
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
仙台市若林区木ノ下１丁目２番29号
破産者　田中　勝
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
仙台市宮城野区大梶４番４―904号
破産者　三浦　利栄
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係